

# 公正価値等監査における 監査人のアカウンタビリティ ——近年の不正会計事例を踏まえて——

越智 信仁

## Accountability in Auditing Fair Value Measurements and Other Estimates:

Based on Recent Accounting Fraud Cases

OCHI, Nobuhito

### Abstract

In recent years, accounting fraud cases over accounting estimates have been conspicuous in Japan, and internationally significant measurement uncertainty in accounting estimates, including fair value measurements, also has come to be identified as an important issue in auditing. In this article, I consider the method of effective audit of accounting estimates, including fair value measurements, as a bulwark against management fraud, while accounting areas (level 3 fair value, etc.) with broad management discretion and high uncertainty are expanding under the International Financial Reporting Standards (IFRS).

Specifically, after determining that there is doubt about fraud in accounting estimates based on the Standard to Address Risks of Fraud in an Audit, I emphasize the importance of using the negative testing approach, which is one specific aspect of professional skepticism, and also discuss the need to explicitly describe it in the Auditing Practice Statements, etc. Although the depth of such audit work is so-called black-box so far, auditors should be required to disclose KAM (key audit matters) relating to complex accounting estimates in their audit reports from the point of view of auditors' accountability. It is expected that KAM will provide signaling information for audit quality.

## 要 約

近年、わが国では会計上の見積りを巡る不正会計事例が目立っており、公正価値測定を含む会計上の見積りにおける不確実性は、国際的にも監査における重要論点と識別されるようになってきている。本稿では、国際財務報告基準（IFRS）の下、経営者裁量が比較的大きく不確実性の高い会計領域（レベル3公正価値等）が拡大していく中で、経営トップが主導する会計不祥事に対する防波堤として、公正価値等見積り情報への監査が実効的に機能していくうえでの方策を考察する。

ここでは、不正リスク対応基準の下、とりわけ会計上の見積りに不正の疑義ありと判断した後において、職業的懐疑心発揮の具体的態様である反証的立証活動の重要性を強調するほか、監査実務指針等で明示的に記述することの必要性にも論及する。従来、そうした監査プロセスの深度はブラックボックスであったが、監査人のアカウンタビリティの観点から、監査報告書での見積り情報等に関する「監査上の主要な事項（Key Audit Matters：KAM）」の開示が求められるとともに、KAMは監査品質に係るシグナル（情報）として機能していくことも期待される。

## キーワード

監査の失敗（Audit Failure）

職業的懐疑心（Professional Skepticism）

不正リスク対応基準（Standard to Address Risks of Fraud in an Audit）

監査人のアカウンタビリティ（Auditors' Accountability）

監査上の主要な事項（Key Audit Matters）

## 1. はじめに

粉飾決算等を見逃す「監査の失敗」の問題を巡っては、グローバル金融危機以降、欧米銀行を中心に帳簿上及び簿外に隠れていた巨額の損失が明らかになるにつれ、会計監査人がどうして無限定適正意見付監査報告書を提出することができたのかとの疑念を生み、国際的な議論が積み重ねられてきた。そうした中、2011年11月に欧州委員会から発出された監査規制改革案等では、国際的な問題事例として、アングロ・アイリッシュ銀行やリーマン・ブラザーズ、サティヤムなどと並んで、わが国のオリンパスも例示されていた<sup>(1)</sup>。

わが国における監査の見直しは、2013年3月に「監査における不正リスク対応基準」（以下、不正リスク対応基準）等として結実し、当該基準は「職業的懐疑心の強調」を一つの柱として、2014年3月決算に係る財務諸表の監査から適用された。しかし、当該基準適用後の2015年3月決算を巡り東芝事件が発覚し、公認会計士・監査審査会〔2015〕は担当監査法人に対し、「リスクの識別、リスク対応手続の策定等にあたり、職業的懐疑心を十分に保持・発揮していない」、「監査証拠の十分性及び適切性について検討する姿勢が不足している」と勧告<sup>(2)</sup>するなど、監査人サイドにおいて会計上の見積り情報等に対して依然として職業的懐疑心が十分に発揮されて

(1) Reforming the Audit Market- Frequently Asked Questions, I -3. なお、同改革案は2014年に欧州議会等で承認された（2016年6月から適用）。

(2) 2015年12月15日の勧告を受けて金融庁でも、担当監査法人に対し職業的懐疑心の不足などから過失による虚偽証明を認定し、同年12月22日には3か月の新規契約に係る業務停止命令を含む行政処分等が下された。

いない実態が浮き彫りとなった<sup>(3)</sup>。

また、東芝事件を巡り会計上の見積りを含む様々な問題点（工事損失引当金の過少計上<sup>(4)</sup>など）に対し各種処分が下されている中であって、2006年に買収したウエスチングハウス（WH）社の「のれん」に対する2015年3月期決算連結ベースでの減損見送りの妥当性及びその開示姿勢<sup>(5)</sup>、あるいは過去における割引率引上げによる退職給付圧縮<sup>(6)</sup>などにも社会の関心が集まった。「のれん」の評価という2011年のオリンパス事件を彷彿とさせるが、オリンパス事件では複数ベンチャー企業の非上場株式につき実態を大幅に上回る価格で買収（のれん計上）し、その資金をバブル崩壊時期に生じた簿外損失の穴埋めに還流させていたことは記憶に新しい。

本稿では、会計上の見積りを巡る近年の問題事例等を踏まえて、経営者裁量が比較的大きく不確実性の高い会計領域（レベル3公正価値<sup>(7)</sup>等）が拡大していく中で、経営トップが主導する会計不祥事に対する防波堤として、公正価値等見積り情報への監査が実効的に機能していくうえでの方策を考察する。そうした視座から以下では、まず公正価値を含む見積り情報における監査リスク要因の高ま

りを論じた後、不正リスク対応基準の下、見積りに不正の疑義ありと判断した後の深度ある監査のあり方、さらに監査人のアカウンタビリティの観点から、見積り情報等に関する監査報告書での「監査上の主要な事項（Key Audit Matters：KAM）」開示の意義についても論及する。

## 2. 会計上の見積りの監査におけるリスク要因

### (1) 公正価値等見積り情報の不確実性

近年、国際的なネットワークを有する大手監査法人において、公正価値測定を含む会計上の見積りにおける不確実性が、監査における重要論点と識別されるようになってきている（PCAOB [2015] p.2）。また、わが国でも、有価証券報告書の虚偽記載を巡る最近の課徴金事例において、公正価値評価等の資産評価が適切に行われていないケースが少なくない（証券取引等監視委員会 [2015] 10頁）。見積り情報には経営者判断が介在するため、事前的にはその合理性を外部の第三者が検証することが難しい要素が内在しており、近年、そうした見積りの不確実性を逆手にとる

- 
- (3) こうした状況も踏まえ、2016年1月27日に発出された公認会計士協会・会長通達「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」では、「職業的懐疑心をもって監査を実施しているかを厳しく自問していたきたい」と結んでいる。
- (4) 特定の案件について最終的に赤字が見込まれる場合に計上すべき負債であるが、東芝では、契約受注時点から赤字が見込まれていた案件や工事期間中に赤字に転落する可能性が高まった案件等に関し、適切に引当金が計上されていなかった。
- (5) 日経ビジネスオンラインの報道を契機に問題点が顕在化し、後述するように少なくともWH社単体での減損の事実を公表していなかったことは、東京証券取引所の適時開示ルールに抵触していたことが明らかになった。
- (6) 元公認会計士の細野氏が雑誌「世界」（細野 [2015a] 238頁）、「ZAITEN」（細野 [2015b] 16頁）において、2009年3月期決算当時、国債金利が2%前後で推移していた中で東芝が割引率を急に引き上げた（2.8→3.3%）不自然さを指摘し、米澤 [2016] 106頁ではその際の監査法人の対応を問題視している。
- (7) 国際財務報告基準（IFRS）第13号「公正価値測定」では、評価技法へのインプットで区分した公正価値ヒエラルキーを規定しており、そこではレベル1（活発な市場における同一の金融資産または負債に関する公表価格）、レベル2（直接的・間接的に観察可能となる公表価格以外のインプット）、レベル3（観察不能なインプット）に区分される。

形での不正の手口も目立ってきている。

とりわけ、2015年に明らかとなった東芝不正会計事件では工事進行基準に絡んだ恣意的な見積りが行われていたほか、2011年に発生したオリンパス事件でも、国内3社等の高値買い取りによるのれん多額計上<sup>(8)</sup>を起点に簿外損失解消スキームが画策され、のれんの規則償却や減損損失といった費用で目につかないように処理しようとした。なお、東芝では、2006年に買収したWH社の多額のれんに関し、原子力発電を巡る環境が当時とは一変して厳しくなっており、WH社単独では2012-13年度に減損を実施し赤字となっていたにもかかわらず、部門全体での収益性は確保されているとして、連結ベースでの減損を2016年3月期決算まで行ってこなかった。2015年3月決算当時の減損見送りの判断<sup>(9)</sup>に関しては少なからず疑問も呈された<sup>(10)</sup>ほか、WH社単体での減損の事実は2015年に報道で

指摘されるまで公表されておらず、この点は適時開示基準に抵触しており、その開示姿勢にも非難が集まった<sup>(11)</sup>。2009年3月期決算における割引率引上げによる退職給付圧縮問題も含め、これらの処理を認めた当時の監査人の判断プロセスはブラックボックスであるが、後述するように、そうした判断の是非は別にしても見積りの監査に係るアカウントビリティ(説明責任<sup>(12)</sup>)は問われて然るべきであろう。

ところで、オリンパス事件における買収国内3社は非上場のベンチャー会社であり、そもそも非上場株式会社には定式化された評価方法(モデル)が確立されておらず、企業価値評価における評価方法選択の妥当性を巡っても固有の難しさがある。見積りの合理性に係る信頼性担保は、価格評価専門会社の関与や監査人のチェックに委ねられることになるが<sup>(13)</sup>、一般に、モデル化の前提となる仮定の理解に

- 
- (8) 本事案ではM&A取引の結果により生じた買入のれん計上を問題にしており、取引自体は確定金額に基づいているという意味では典型的な見積り情報が問題となるケースとは若干異なるが、取引価額自体に見積りの要素が含まれており本質的には同様の問題を内在している。
- (9) 2015年3月決算に関する東芝の説明では、明らかになった減損は原発「建設」というWH社の一部門の問題であって、原発の「メンテナンス」部門は順調なので事業部門全体としての収益性が確保されていることから、WH社全体を子会社としている東芝の連結決算上はのれんの減損の必要はないというものであり、これを監査法人も容認していた。
- (10) 例えば、井端 [2015] 13-14頁、富田 [2015] 26頁、霞 [2016] 89頁、櫻井 [2016] 115頁など。
- (11) 東芝はルール抵触を東京証券取引所に指摘され、2015年11月7日に至り、WHの減損に係る「補足説明」を公表した。
- (12) 後述するように当該責任は法的責任ではなく道義的責任に近く、そうした差異を明確にするためか、わが国のコーポレートガバナンス・コードでは監査人の公益的な「責務」という用語を割り当てている。ただ、「説明責任は法的責任の疑義がある者に求められるのだから」、「道義的責任としての説明責任であっても、それを軽んじると、その者は法的に責任への扉を開けることに開けることになりかねない」(安藤 [2016] 3頁)。
- (13) オリンパス事件の非上場会社買収における法外な価額設定は、外部専門家による価値算定報告書を経たものであった。当該専門家が会社の非常に楽観的な前提条件を所与のものとして過大評価に至ったインセンティブ構造は、金融危機の引き金となったサブプライムローン問題において、米欧格付会社によりCDO(債務担保証券)のデューデリジェンスが行われず、結果的に高格付けが乱発されてしまった構図と非常に似ている(越智 [2012] 35-53頁)。その後、オリンパス事件の教訓も踏まえて2013年7月に改訂された「企業価値評価ガイドライン」(日本公認会計士協会)では、「提供された情報については、詳細な調査、証明、保証といった検証作業に代えて、当該情報が利用可能かといった観点からの検討・分析を行う」ことにより、「非常識・非現実的な情報を受け入れることがないように留意する」とされた。

は、相当程度の専門知識（ファイナンス理論、統計学等）が不可欠となるので、財務諸表作成者サイドにおける評価専門家の利用のみならず、仮定の合理性の評価が監査人にとって困難であれば、監査人も専門家の業務の活用を検討しなければならない。

実際、退職給付の年金債務見積りや、保険会社における責任準備金の計上の適否等の判断については、会計数値の信頼性はアクチュアリーによる保険数理計算等の活用により担保しているケースが多いとみられる。ただ、監査人としても、単に責任回避に向けた隠れ蓑として外部専門家の見解を求めたという外形を整えただけでは、責任を果たしたことになることはいうまでもない（越智 [2011] 157頁）。公正価値監査などにおいて不正の疑義を認めた後には、後述するように反証的視点で批判的に切り込むことが重要であり、そのためには経営サイドと同等以上の金融工学等の専門知識かつ一定の訓練を経た検証スキルが不可欠となるので、監査人が専門家の下した結果の適否等を個別具体的に判断できるよう監査事務所内での系統だった人材育成も必要となる（吉見 [2014] 275頁）。

## (2) 見積りの監査を巡る認知バイアス

公正価値測定を含む会計上の見積りに関する監査手続については、国際監査・保証基準審議会（IAASB）から国際監査基準（ISA：International Standard on Auditing）第540号が公表されている<sup>(14)</sup>。このISA540をベースとして、日本公認会計士協会からも監査基準委員会報告書が発出されているが、公正価値評

価等に関し、一般的に広く知られていない自社開発モデルや観察不能な入力数値を使用した場合などには、「見積りの不確実性」が相対的に高い（A3-4、A25、A46）としたうえで、モデルの妥当性を確認するため、①モデルの変数の適切性を含むモデルの理論的な健全性と数学的な完全性、②モデルの入力数値と市場慣行との整合性および網羅性、③モデルの計算結果と実際の取引との比較等の評価を行う（A75）こと等を求めている。

上記の「見積りの不確実性」という概念は、監査人にとっての検証可能性の程度と表裏の関係にあり、見積りの監査においては、監査人が測定プロセスを検証し経営判断の合理性やモデルの妥当性（「変数の適切性を含むモデルの理論的な健全性と数学的な完全性」）を保証するうえで、当該情報の不確実性にどのように向き合うかが本質的課題となる。ここでは、監査基準ないし監査実務指針を適用するために、監査人は非常に高度な職業専門家としての判断が求められる。例えば公正価値監査に際し、監査人は経営者の測定プロセスに依存し過ぎると、経営者の仮定やモデルを安易に受け入れて監査手続を先へ先へと進めてしまうマインドセットに陥るため<sup>(15)</sup>、経営者の設定と対立する証拠を見落としてしまう、あるいはその設定を安易に正当化してしまう可能性がより高まることになる（永見 [2012] 537頁）。

監査の構造として、経営者が下した判断を承認あるいは評価するという側面を究極的に有しているうえ、監査人は、被監査会社と長く付き合うことに強いインセンティブを有す

(14) クラリティ・プロジェクトに準拠するとともに、監査手続は本質的に同じとの観点から、従来のISA545「公正価値の測定と開示の監査」(Auditing Fair Value Measurements and Disclosures)との結合も行われた。

(15) 監査人は、問題調査に時間を費やすことにより、予算超過や期限超過を招来してしまうと、出世や給与、賞与にマイナスの影響が及ぶことを懸念する結果、直面する問題を追及しないことも指摘されている（Beasley et al. [2001] p.65）。

ることもあり、監査人の利己的なバイアスが監査判断の深層部分で不確実性の評価に影響を与えかねないことを正しく認識する必要がある（Bazerman et al. [2002] pp.100-102）。監査予算（監査時間）の制約が非常に厳しい状況下、経営者の仮定を裏付ける監査手続であれば早期に結論を出すことが可能となり、少ない監査費用負担で済むので経営者にとっても歓迎されることになりかねない（鳥羽[2009] 272頁）。

しかし、平時ならいざしらず、不正の疑義等が存在する局面では、監査人は、経営者の主張を裏付けるような証拠を集めるのではなく、それを否定するような証拠（反証）がないかどうかを積極的に検討すべきである。公正価値等見積り情報への監査において肝要なのは、監査の枠組みが有している認識上の弱点や限界を十分に意識したプロフェッショナルとしての判断を行使していくことにあり、そうした判断を支えるのが「職業的懐疑心」である。この概念は抽象的な精神の状態や態度として一般的な操作化が難しいとしても、実際の監査（あるは訴訟の場）では、追加的に監査手続を選択したか否かによって個別具体的に判断され得るのではなからうか（松本[2011] 12頁）。

確かに、不確実性の高い複雑な会計上の見積りなど経営者の主観的判断に依存する監査では、生半可な専門知識では経営側に太刀打ちできないうえ、マネジメントアプローチの下で正しい（合理的である）かどうかの基礎となる心証形成が難しいのも事実であろう。しかし、難しいということによって思考停止に陥ると見つかるものも見つからないので、

最初から諦めてしまうことは問題であり（宇澤[2012] 351頁）、難しい判断を伴うからこそ職業的専門家といえる。むしろ近年における見積りに絡んだ重大不正における「監査の失敗」は、不正の疑義を有していながら踏み込みが十分でなかった事例が多いことを踏まえれば、少なくとも不正の疑義と判断した有事に際しては、深度ある監査手続として、後述するように想定される手口に係る事実関係を見極めるための監査手続が必要であり、とりわけ反証的立証活動が重要と考えられる。

### 3. 職業的懐疑心に基づく反証的立証活動の必要性

#### (1) 不正リスク対応基準と職業的懐疑心

レベル3公正価値のように経営者判断・仮定が多く含まれる情報の監査において、単に経営者判断・仮定の合理性を後追いで確認・裏付ける「正の証拠<sup>(16)</sup>」の収集活動のみに安住していたのでは監査の有効性が著しく低下することは、金融危機後に欧米等で職業的懐疑心の強化を巡り議論されてきた。実際、PCAOB検査報告書において、公正価値等の見積りの監査における監査の失敗の多くは、職業的懐疑心の不足に関連した監査の手続的アプローチに起因しており、公正価値等の監査において監査人が採用する監査手続は、独自の見積りといった経営者による測定から離れたアプローチを用いるよりも、経営者の測定プロセスを前提にそのプロセスを裏付ける証拠収集が中心になっていた（Bratten et al. [2012] pp.21-23、Griffith et al. [2013] pp.32-33）。

(16) 監査手続を実施するうえでのアプローチとして、「正の証拠」は、経営者判断・仮定の合理性を実証する活動によって心証形成が積み上げられていく。これに対し、重要な不正が関係した局面において、反証の直接的立証活動によって虚偽を裏付ける「負の証拠」が発見されれば、証拠量の多寡にかかわらず動かぬ証拠となる（越智[2014] 191頁）。

そこでは、無意識のうちに監査人にとって都合の良いバイアス、つまり経営者の仮定を追認する傾向が生み出されている (Bazerman et al. [2002] pp.2-3)。すなわち、監査人が経営者の見積りの妥当性を判断するに際しては、見積りプロセスの合理性を検証していくことになるが、経営等に関する専門知識を経営側と同等以上に保持していなければ、経営側の意見を覆すだけの確信ないし証拠を得ることが困難であるため、経営者の意思を追認しがちとなるのである (永見 [2014] 67頁)。そうならないために、不正リスク対応基準では、見積りや評価の悪用等による重要な虚偽表示リスクに関連した監査プロセスについて、監査人による職業的懐疑心の発揮や不正調査スキルの活用可能性等も規定された。

不正リスク対応基準では、職業的懐疑心の発揮に関して、平時の状況から進展して、①不正リスクを識別・評価し不正による重要な虚偽表示の疑義か否かを判断する、②疑義と判断した後に事実関係を掘り下げて検証する、という2つの局面が大きく識別される (越智 [2013a] 211頁)。まず、上記① (不正

による重要な虚偽表示の疑義に該当するかの判断) に至るプロセスにおいては、不正リスクに関連した事実や状況に直面しておかしいと感じる違和感が出発点となるが (宇澤 [2012] 64頁)、その違和感を支えるのが職業的懐疑心であり、その実相は、不正の手口や背景に関する経験・知識・センスに裏打ちされた心の状態としての (猜疑心ではない) 健全な疑いである<sup>(17)</sup>。

次に、上記② (疑義と判断した後の監査手続の実施) の局面では監査モードが変わり (伊豫田ほか [2013] 57頁 (関根発言))、そこで職業的懐疑心を高めることの実相は、監査人の職業的専門家としての判断に基づく不正リスク仮説の下で、より深度ある反証的アプローチに軸足を置くことにあると考えられる (図表2参照)。すなわち、いったん不正による重要な虚偽表示の疑義と判断した場合には、不正リスク対応基準における「想定される不正の態様等に直接対応した監査手続」として<sup>(18)</sup>、疑義が示す手口が実際に行われているとすればどのような事実関係になっているかを想定したうえで (不正リスク仮説を

図表2 不正リスク局面に応じた職業的懐疑心の発現態様と監査手続

監査のプロセス	①疑義に該当するかの判断	②疑義と判断した後の検証
職業的懐疑心の態様	不正リスク要因・状況を疑う心	不正リスク仮説の設定
監査手続の適用方法	実証的アプローチ等 (注)	仮説検証型の反証的アプローチに軸足

(注) 監査基準報告書240においても、収益の認識 (不正の存在を推定) や財務諸表全体レベルでの不正リスク対応 (企業が想定しない手続の組み込み) には、不正の手口を必ずしも特定しない段階での反証的アプローチによる手続拡充が例外的に盛り込まれている。

出所) 越智 [2015] 213頁。

(17) この点に関連して不正リスク対応基準では、不正事例に関する知識習得や能力開発に資する研修機会等の提供 (第三 不正リスクに対応した監査事務所の品質管理3) とともに、監査チーム内の討議・情報共有 (第二 不正リスクに対応した監査の実施4) が求められている。

(18) 不正の疑義と判断した状況に関する当局サイドの見解として、当然にどのような不正が行われているのかということがある程度想定できているので想定される不正を解明するために直接必要な手続を行うことが中心 (栗田・八田・野村・町田 [2013] 41頁 (栗田発言))、その状況によっては修正する監査計画に企業が想定しない要素を組み込むことが有効 (野村 [2013] 45頁) などの言及がなされた。

設定し)、その事実関係を見極めるため反証的アプローチ<sup>(19)</sup>を交えて証拠収集に努める必要がある。

## (2) 不正の疑義と判断した後の反証的立証活動

上記②の疑義に係る事実検証の局面では、想定される不正の手口を想定する必要があるが、一般に重要な虚偽記載の形態・方法が状況に応じて多種多様であり、発生の可能性のある全ての形態・方法を想起することは困難であるので、その場の個別具体的な状況に照らして平均的な監査人であれば合理的に想起可能な反証的アプローチに基づいた立証活動が求められる(越智[2013a]119頁)。すなわち、隠蔽工作(不正リスク仮説)の全てを事前に想起し監査手続を選択することは非現実的としても、合理的に想起できる一定の限度内で、当該不正リスク仮説を払拭できるように監査手続を選択・適用する反証的アプローチが求められるのである。

ただ、疑義と判断した後の監査手続の実施については、具体的にそれまでの監査手続とどのように異なるのか、どの程度の量及び質の証拠が求められ、監査人はその判断の後、いかなる行動が期待されるのか等については、不正リスク対応基準では明らかにされておらず、改訂監査実務指針(日本公認会計士協会[2013]F35-4)でも不正リスク対応基準の文言が繰り返されるにとどまっている。

近年における会計士業務において、監査業

務のほかにマネジメント・アドバイザー業務のウエイトが相応に占めるようになってい  
る中であって、経験の浅い層を中心に深度ある監査手続を支える職業的懐疑心がともすれば緩んでしまう懸念もなきにしもあらずである。そうした事態を未然に防止し監査規範の実効性を確保する意味では、不正による重要な虚偽表示の疑義と判断した後の監査手続の質的充実に向けて、不正リスク対応基準の運用状況を踏まえつつ、もう少し踏み込んだ具体的な監査実務指針等が必要ないかどうかを再検討する余地はあろう<sup>(20)</sup>。その際、不正リスク対応基準(第二 不正リスクに対応した監査の実施14)では、不正リスクの内容や程度に応じて専門家の技能又は知識を利用する必要があるかどうかを判断しなければならないと規定されている中であって、不正調査専門家(社内のフォレンジックチーム等)による不正検索スキルの活用を含む反証的アプローチも役立てられ得ることになる。

反証的立証活動の運用について、現場を任せられた監査人の判断に全面的に委ねるというのでは、会社との良好な協力関係をも意識せざるを得ない監査人にとって現実的には非常に困難な作業となり、深度ある監査手続の実施の足枷ともなりかねないことが懸念される。監査実務指針等に具体的な手続を明示的に書き込むことは、監査人にとっての行動規範という意味にとどまらず、会社側にとっても規定化された手続であれば抵抗感が希薄化する効果も見込まれ、結果的に監査人にとっ

(19) 反証的アプローチの「反証」は、監査手続を実施するうえでのアプローチの問題であって、あくまで重要な不正が関係した局面において、負の証拠となる反証の直接的立証活動という意味で用いている(越智[2014]191頁)。

(20) 町田[2015]60-61頁でも、不正リスク対応基準が適用された2014年3月期決算の監査人に対する独自のアンケート調査結果を踏まえつつ、「疑義を識別した場合の具体的な手続やそれを行うことによって生じる監査時間の増加、さらには監査報酬への反映といった問題については、未だに監査の現場に任されたまま」になっている点に「然るべき対応が必要」としている。

でも会社との関係性を維持しながら、深度ある監査手続の円滑な遂行を支援することにも繋がると考えられる。

翻って、不正リスク対応基準の策定前ではあるが、オリンパス事件におけるのれん計上の問題点について第三者委員会報告書では、あずさ監査法人に対し、監査役会に業務監査権限の発動を促したり金融商品取引法（以下、金商法）第193条の3「法令違反等事実発見への対応<sup>(21)</sup>」の発動を仄めかすなど、適正な経営判断かにつき問題提起をしているが、監査役会が2009年報告書をベースに問題なしとの結論を出したことを受け、その内容を吟味することなく無限定適正意見を出したことについては問題なしとしないと指摘している（オリンパス [2011] 170頁）。事件発覚当時には、監査人として買取価格の異常性に気づいていながら監査役会が依頼した外部調査報告の適切性をどのように判断したのか、不正の疑義がある状況で金商法193条の3の対応を取らなかったとなると、金商法違反にもなりかねないとの問題提起（町田 [2011] 53-56頁）もなされた。また、交代後の新日本監査法人についても、不十分な引継ぎであったにせよ、第三者委員会報告書では「のれんに含めることが妥当であるかどうかという観点から、より慎重な検討及び判断がされるべきであった」（オリンパス [2011] 174頁）としている。

その後、金商法193条の3で規定された手

続の円滑な運用に向けて、日本公認会計士協会の監査・保証実務委員会研究報告第25号「不適切な会計処理が発覚した場合の監査人の留意事項について」（2012年3月22日）では、対応手順を明確化するとともに、同規定に基づき当局（金融庁長官）へ申し出る場合は監査契約の解除の可能性にも言及した。また、日本監査役協会からは「法令違反等事実又は不正の行為等が発覚した場合の監査役等の対応について－監査人から通知等を受けた場合の留意点」（2012年4月20日）も発表された。ただ、これらは不正が発覚した後の事務手順を確認・啓蒙するものであり、不正発覚後の対応が明確であれば、万が一にも不正指摘を躊躇するような（見て見ぬふりをする）不適切な対応を予防する効果は見出せるであろうが、問題は如何に重要な会計不正の発見に至るかである（越智 [2013b] 112頁）。そうした意味では、少なくとも疑義と判断した後の具体的な監査手続の進め方についても、監査実務指針等でより実践的に明文化しておく意義は少なくないであろう。

この間、不正リスク対応基準策定後の東芝事件において、公認会計士・監査審査会 [2015] は、担当の新日本監査法人に対し次のような指摘・勧告をしている。すなわち、「重要な会計上の見積りの監査における被監査会社が用いた仮定及び判断について遡及的に検討をしていないほか、被監査会社の行った見積り方法の変更や事業計画の合理性につ

(21) 監査人が監査証明を行うにあたって、発行者における法令違反事実その他の財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、遅滞なく、当該発行者に書面で通知しなければならない（同条1項）。この通知を行った監査人は、当該通知を行った日から一定期間が経過した日後なお法令違反事実が、発行者の財務計算に関する書類の適正の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ通知を受けた発行者が適切な措置を取らないと認める場合において、発行者の財務計算に関する書類の適正性の確保に重大な影響を防止するために必要があると認めるときは、当該事項に関する意見を内閣総理大臣に申し出なければならない（同条2項）。

いて批判的に検討しておらず、分析的実証手続の不備が改善されていないなど、これまでの審査会検査等で繰り返し指摘されてきた監査手続の重要な不備が依然として認められる。加えて、重要な勘定において多額の異常値を把握しているにもかかわらず、監査の基準で求められている実証手続が未実施であり、また、経営者による内部統制の無効化に関係したリスク対応手続として実施した仕訳テストにおいて抽出した仕訳の妥当性が未検討であるなど、リスクの高い項目に係る監査手続に重要な不備が認められる」。

これだけを見れば、監査現場での判断に多くを委ねることの限界を克服していくうえで、不正の疑義と判断した後の手続きに係る実践的規範の明文化だけでは十分ではなく、その実効的なエンフォースメントのあり方についても、再考の余地があると言わざるを得ない。規範の実効性を確保し監査品質を高めるうえで、日本公認会計士協会（品質管理レビュー等）や公認会計士・監査審査会（品質検査等）など規制主体の役割は当然に強調されなければならないが、被規制主体の自律的改善意欲を多面的に引き出していくうえで、金融庁〔2016〕でも言及しているような監査判断プロセスの情報開示を梃とし、開示規律による自己規制を促すインセンティブ・コンパティブルなアプローチが、わが国でも採用されて然るべきと考えられる。

## 4. 公正価値等監査に求められる アカウントビリティ

### (1) 監査制度の外部性とKAM開示

欧米等における金融危機後の監査制度見直し、とりわけ公正価値等見積りの不確実性に

対処する方策としては、監査報告書の中で監査人が判断した重要な事項などの情報提供拡充により、投資家にとっての情報の非対称性を緩和する方向でも議論された。そして最終的に、「監査上の主要な事項（KAM）」等を監査報告書に盛り込む改革が世界的に進行した。ISA701の新設によって導入されたKAMの監査報告書の記載は、監査人の職業的専門家としての判断に基づいて当期の財務諸表の監査において最も重要で、監査人が会社のガバナンス機関とのコミュニケーションを図ったものの中から選ばれ、財務諸表の想定利用者にとって、当該監査事項がなぜ最も重要だったのか、そしてそれはどのように取り扱われたのかを理解できるようにすることを意図したものである。

他方で、究極の企業価値破壊行為である粉飾決算の見逃し（監査の失敗）により、投資家は多大な損失を被り、規制負担を含め社会的コストも嵩むという意味では、監査制度は外部性を有している<sup>(22)</sup>。監査の失敗により、事後的に投資家のみならず社会は多大なコストを余儀なくされる一方、「インセンティブのねじれ」もあって、監査契約における報酬決定、その後の追加的監査時間の投入が、事後的な社会的コストを本来カバーして然るべき水準に達していない可能性がある。「インセンティブのねじれ」を矯正するには、サービス提供者側の論理に配慮した独立性強化策のみでは、その効果に限界があることは現実（後を絶たない監査の失敗事例）が実証している。情報利用者の視点に立った実効性ある施策が求められるところであるが、社会的不満が高じて監査契約への公的介入の是非も古くから議論されてきた所以である（越智〔2015〕250頁）。

(22) 監査の失敗による外部効果については、栗濱〔2011〕56頁でも指摘している。

その際、主としてフィージビリティの観点から私的な監査契約を是認する場合にも、監査契約の根源的資金拠出者<sup>(23)</sup>、監査サービスの本来的享受者ともに株主（投資家）であるにもかかわらず、株主（投資家）にはエージェントである監査人の仕事振りに関する情報が欠落していること（情報の非対称性）は、金融庁 [2016] で組上に載せられるまで従来余り問題にされてこなかった。監査の失敗による外部性の是正に向けては、情報の非対称性緩和に向けた監査人によるKAM（監査プロセス情報）の開示を梃とし、これが企業側にも事前的牽制効果を及ぼすインセンティブの循環を作動させることが有効と考えられる。

（監査意見の枠内での）KAMによる情報開示については、投資意思決定への有用性と同時に、究極の監査費用負担者たる株主を含むステークホルダー全般への監査人の説明責任履行の文脈で捉える視点が重要となる。勿論、監査人が監査契約を締結した会社側に負う受託責任と同様な法的な責任を、監査報酬の究極的拠出者たる株主にも同様に負うわけではないが、財務諸表利用者は当該会社株主や投資家のみならず社会に広く存在しており、監査プロフェッションの公益的性格（情報利用者に貢献する職責）からしても、そうしたステークホルダー全般に対する監査人の説明責任（アカウンタビリティ）が事実上存在していると考えられる<sup>(24)</sup>。

## （2）職業的懐疑心に基づくKAM情報の開示

監査人は、どのような会計上の見積りに注目して、経営者のバイアスを含め重要な虚偽表示リスクをどのように評価し対応したか、とりわけ不正による重要な虚偽表示の疑義と判断した後は、不正の手口から推定される事実を健全な懐疑心の下で合理的に想定したうえで、それらの諸事実の相対的な蓋然性を適切に評価し、不正調査専門家の活用も含め有効な反証的アプローチの併用も検討したのか、そうした検討の結果は、長文化した監査報告書においてKAM情報として開示され得る。そこでは監査人としても、契約締結後のエージェントとしての行動や努力水準（見積り数値に対する懐疑心発揮など）に問題がないことを株主に示し、そうでない他社と差別化する意味でも、KAMというシグナリングに向けたインセンティブを有することになる。

例えば、監査報告書長文化の実務で先行しているイギリスでは、監査人のコメントはボイラープレート化したものではなく、記載内容の差別化が徐々に進展しつつあるように窺われる（FRC [2015] p.5）。こうした実務がわが国に導入された場合、例えば過去のオリンパス事件で問題となった、のれんの価額評価の適切性をどのように監査人として納得したのか、あるいは東芝における退職給付債務の割引率引き上げ（2009年3月期）や、のれんの減損見送り（2015年3月期）などと同様

(23) 監査を受ける側の会社経営者が報酬を支払う矛盾に関する説明として、監査論の教科書等では、経営者の背後にいる株主が究極的な資金拠出者である（したがって矛盾はない）といった解説がなされることが少なくない。

(24) 換言すれば法的な独占業務を与えた根拠である公益的信頼性の確保の裏腹として、少なくとも意見表明責任の枠内（守秘義務に抵触しない範囲）での説明責任が最低限存在しており、監査報告書の長文化は、こうした観点からも基礎付けられよう。なお、2015年6月から適用された「コーポレートガバナンス・コード」の「原則3-2. 外部会計監査人」でも、「…外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し…」と、公益的な「責務」に言及されている。

のケースで今後、監査人は、その判断の適切性をどのように考慮したのか等に関し、利害関係者は手掛かりとなる情報を得ることが可能になる。逆に、経営側の不透明な見積り判断に対し、監査報告書においてボイラープレートで当たり障りのないKAM開示で済ます監査人（監査法人）は、自分の監査サービスへの自信の無さを社会に公言するに等しいことになる。

監査報告書の長文化は、情報の非対称性の下で、KAMというシグナリングを基に監査人選任<sup>(25)</sup>の差別化を促す梃として機能していくことが期待される<sup>(26)</sup>。ここでは、KAMは監査プロセス情報として、株主が監査人の証明機能の遂行状況を知る手掛かりになるのみならず、KAM開示→監査人への開示規律→会社とのコミュニケーション促進→会社への事前的牽制機能の発揮、というインセンティブ循環を生むことで、監査の失敗抑止に貢献し得る効果が見込まれる。また、監査役監査ないし監査委員会監査等にも同様のロジックを用いてプロセス情報の開示が求められ得る<sup>(27)</sup>のであり、監査制度全般に経済主体のインセンティブの視点から情報開示（監査報告書）のあり方を考える契機となろう。

## 5. おわりに

近年の不正会計事例においては、見積り情報の不確実性を悪用した粉飾の手口が目立ってきており、本稿では、見積りにおける監査リスク要因の高まりを踏まえつつ、監査が実効的に機能していくうえでの方策を論じた。そこでは、不正リスク対応基準の下、とりわけ見積りに不正の疑義ありと判断した後において、職業的懐疑心発揮の具体的態様である反証的立証活動の重要性を強調するとともに、監査実務指針等で明示的に記述することの必要性にも論及した。従来、そうした監査プロセスの深度はブラックボックスであったが、監査報告書でのKAM情報開示によって、監査人のアカウントビリティが問われると同時に、利害関係者は監査品質に係るシグナル（情報）としても利用可能となる。

こうした監査品質に関する尺度が得られるようになれば、適切な記述を伴った監査報告書を受けて投資家も会計上の見積り情報の有用性に高い信頼を置くようになり、そうした信頼を獲得するため会社側も適切な監査人の選任に向けたインセンティブが生じると同時に、監査人サイドにも質への競争意識が芽生える。結果として、従来の監査時間を中心とした監査プロセスの「作業」に対し監査報酬

- (25) 例えば、イギリスでは、監査委員会は、1年に1回、外部監査人の能力や独立性、監査プロセスの実効性等について評価し、その外部監査人を再任することを株主総会に提案しなければならない。監査委員会は、その評価にあたって、財務報告プロセスの質と実効性に対するリスクを評価しなければならない（弥永〔2016〕32頁）。わが国でも2014年の会社法改正で監査役等に監査人の選任権限が移行するとともに、日本監査役協会から公表された「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」（2015年11月10日）において、不正の兆候に対する対応が適切に行われているかなどの考慮事項が盛り込まれている。
- (26) 同様に、監査事務所のガバナンス・コードがわが国でも導入され、監査品質に対するリスクへの対処がどのようになされているのかの開示が「透明性報告書」等によって拡充すれば、市場関係者へのシグナルとして機能するようになると考えられる。
- (27) イギリスの監査委員会報告書では、コーポレートガバナンス・コードの規定もあって、わが国の監査役報告書等と比べて量的・質的に充実した内容が開示（アニュアルレポートに収録）されている。

を支払う（受取る）というルーティンから脱却し、経済財としての監査サービスの品質に対し対価を支払う（受取る）という当たり前の意識が、監査実務に醸成される契機ともなり得よう。そうした監査関連主体（監査人、会社、投資家等）のインセンティブがKAM開示を梃に循環していくことが、監査制度の外部性制御に向けた社会的システムとして期待されるのである。

### 【参考文献】

- 安藤英義 [2016] 「会計責任と説明責任」『産業経理』76巻1号、3頁。
- 井端和男 [2015] 「東芝の不適切会計処理—その実態と分析」『税経通信』71巻1号、8-16頁。
- 伊豫田隆俊・後藤潤・関根愛子・宮本照雄・脇田良一 [2013] 「座談会 不正リスク対応基準（案）をめぐる」『企業会計』65巻4号、50-72頁。
- 宇澤亜弓 [2012] 『不正会計—早期発見の視点と実務対応』清文社。
- 越智信仁 [2011] 「IFRSによる見積り拡大と経営者、監査人の責任・対応—重要性を増す裁量的判断過程への内部統制」『金融研究』30巻2号、145-170頁。
- [2012] 『IFRS公正価値情報の測定と監査—見積り・予測・リスク情報拡大への対応』国元書房。
- [2013a] 「職業的懐疑心による反証的立証活動の適用局面—不正リスク対応基準を踏まえて」『企業会計』65巻6号、117-125頁。
- [2013b] 「銀行監督と会計士業務の連携強化—金融危機後の議論を踏まえた改善策と課題」『企業研究』23号、89-117頁。
- [2014] 「経営者不正への反証的アプローチによる監査の有効性と課題—職業的懐疑心の発現態様と適用局面に関する考察」『企業研究』24号、189-214頁。
- [2015] 『持続可能性とイノベーションの統合報告—非財務情報開示のダイナミクスと信頼性』日本評論社。
- オリンパス株式会社第三者委員会 [2011] 「調査報告書」（12月6日）。
- 霞晴久 [2016] 「東芝事件—粉飾新時代の幕開け」『企業会計』66巻2号、88-89頁。
- 金融庁 [2016] 「会計監査の信頼性確保のために」（「会計監査の在り方に関する懇談会」提言、3月8日）。
- 栗田照久・八田進二・野村昭文・町田祥弘 [2013] 「不正リスク対応基準 解体新書（座談会第一部）設定当局が語る真意」『週刊経営財務』3113号、34-46頁。
- 栗濱竜一郎 [2011] 『社会的存在としての財務諸表監査』中央経済社。
- 公認会計士・監査審査会 [2015] 「新日本有限責任監査法人に対する検査結果に基づく勧告について」（12月15日）。
- 櫻井通晴 [2016] 「管理会計からみる東芝事件」『企業会計』68巻5号、113-118頁。
- 証券取引等監視委員会 [2015] 「金融商品取引法における課徴金事例集—開示規制違反編」。
- 富田瀬子 [2015] 「会計評論家・細田祐二氏に聞く：東芝は減損を隠すな—失敗だったWH買収」『週刊東洋経済』12月5日号、28頁。
- 鳥羽至英 [2009] 『財務諸表監査 理論と制度（基礎篇）』国元書房。
- 永見尊 [2012] 「公正価値測定に対する監査の欠陥と監査証拠」『会計』182巻4号、530-541頁。
- [2014] 「公正価値監査における確証バイアス」『会計』185巻4号、59-71頁。
- 野村昭文 [2013] 「監査基準の改訂および監査における不正リスク対応基準の設定の概要」『商事法務』1997号、42-49頁。
- 細野祐二 [2015a] 「東芝粉飾決算事件の真相と全容」『世界』873号、228-240頁。
- [2015b] 「東芝『粉飾決算』の動かぬ証拠」『ZAITEN』11月号、14-17頁。
- 町田祥弘 [2011] 「不正な財務報告に関する監査上の課題—オリンパス社第三者委員会調査報告書を読んで」『週刊経営財務』3046号、45-59頁。
- [2015] 「不正リスク対応基準の適用状況とそれに伴う課題」『会計』188巻3号、59-73頁。
- 松本祥尚 [2011] 「職業的懐疑心の発現とその規制」『会計』179巻3号、1-15頁。
- 弥永真生 [2016] 「諸外国における会計監査人の評価および選定基準」『月刊監査役』648

- 号、30-40頁。
- 吉見宏 [2014] 「公正価値の監査における意義と課題—会計上の見積りの監査を中心として」北村敬子編著『財務報告における公正価値測定』中央経済社、263-276頁。
- Beasley, Marl, Joseph Carrillo, and Dana Hermanos [2001] Top 10 Audit deficiencies, *Journal of Accountancy*, vol.191, no.4, pp.63-69.
- Bazerman, Max, George Loewenstein, and Done Moore [2002] Why Good Accountants Do Bad Audits, *Harvard Business Review*, November, pp.97-102.
- Bratten, Brian, Lisa Gaynor, Linda McDaniel, Norma Montague, and Gregory Sierra [2013] The Audit of Fair Values and Other Estimates: The Effects of Underlying Environmental, Task, and Auditor-Specific Factors, *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, vol.32, Supplement.1, pp.7-44.
- FRC : Financial Reporting Council [2015] *Extended auditor's Reports: A Review of Experience in the First Year*.
- Griffith, Emily, Jacqueline Hammersley, and Kathryn Kadous [2013] Auditing Complex Estimates: Understanding the Process Used and Problems Encountered, Working Paper.
- PCAOB: Public Company Accounting Oversight Board [2015] *Audit Committee Dialogue*, May 7.
- [付記] 本稿はJSPS科研費(基盤C, No.16 K03996)の助成を受けた研究成果の一部である。